

商店街活性化に資する出店支援事業補助金のご案内

本事業は、市内の商店街に出店する飲食・物販事業者に対し、店舗の改修などにかかる費用を支援することにより、市内の商店街の活性化や地域の賑わい形成を図ることを目的としています。

1 申請期間(令和8年度)

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

※開業等相談を実施した方から先着順となり、予算額に達した場合は受付を終了します

2 対象者

次の要件にすべて当てはまる方。

- ① 申請日までに事業を開始する地域の商店会の組合員または会員であること
※事業の開始とは、店舗を開業した日を指す。
- ② 飲食業または小売業に属する事業であって、来街者との接点を生み出すものを営むこと
- ③ 補助対象店舗において週5日以上以上の営業をすること
- ④ 補助対象店舗の営業日1日につき1人以上の従業員が常駐すること
- ⑤ 補助対象店舗における事業を3年を超えて継続する見込みがあること
- ⑥ 既存店舗ですでに事業を行っている場合は、既存店舗での事業を1年を超えて継続する見込みがあること
- ⑦ 申請年度において本補助金の交付を受けていないこと
- ⑧ 市税を滞納していないこと

※なお、以下に該当する場合は対象外となります。

- ① 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に該当する営業

3 補助対象経費と対象外経費

(1) 補助対象経費

申請年度において、補助対象店舗の改修、備品の購入、設備投資費用その他の事業の開始に要した費用

(2) 補助対象外経費(例示)

入居時の敷金・礼金、賃料、車庫・物置および倉庫の設置費、外構工事費、植栽工事費、害虫等駆除等の薬剤散布費、住宅兼店舗の住宅部分の外壁および屋根改修工事費、間接経費(光熱費、収入印紙代、電気代など)、リース・レンタルについて補助対象期間外の経費

4 補助率と補助限度額

- (1) 補助率 補助対象費用の合計額の 1/2
- (2) 補助限度額 100万円

5 申請方法と申請書類

(1) 申請方法(オンライン申請)

下記リンク先の申請フォームから申請書類をアップロードして提出してください。

▼【多摩市】商店街活性化に資する出店支援事業補助金交付申請フォーム

<https://logoform.jp/form/4N4o/1736437>

▼申請フォーム





(2) 申請書類の入手方法

申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

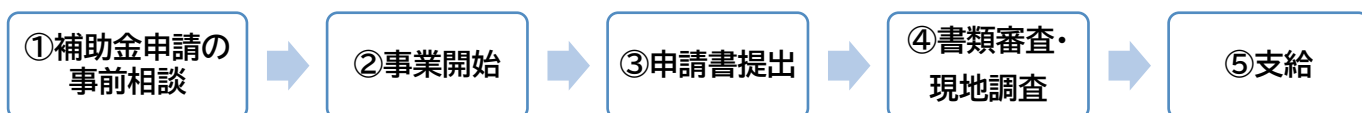
▼多摩市公式 HP 「多摩市商店街活性化に資する出店支援事業補助金」

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/shogyo/shoutenkai/1019911.html>

(3) 申請書類

書類		備考
(1)	交付申請書(第1号様式)	指定様式
(2)	事業実施計画書兼商店会加入確認書(第2号様式)	指定様式
(3)	月別収支計画書(第3号様式)	指定様式
(4)	誓約書(第4号様式)	指定様式
(5)	補助対象店舗に係る所有権、賃借権その他の補助対象店舗を使用する権原を有することを示す書類の写し	店舗(事務所)の賃貸借契約書の写しなど
(6)	補助対象店舗周辺の地図	出店場所を示した地図。会社案内やインターネット地図を印刷したもの。
(7)	補助対象店舗において事業を開始したことが分かる書類の写し	(法人の場合) ・店舗開業や事務所供用開始日がわかるもの (個人事業主の場合) ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し
(8)	事業の開始に要した費用の領収書等の写し	内装改修費、什器、消耗品購入費等(宛名、但し書きの記載があり、宛名と申請事業者名が一致すること。申請期間内の日付であることが確認できること。)
(9)	市町村民税の納税証明書	法人:法人住民税、個人:個人住民税(最新のもの) ※法人設立1期目等で法人住民税の納税証明書が取得できない場合は、法人代表者の個人住民税の納税証明書を提出

6 申請から支給までの流れ



「① 補助金申請の事前相談」について

本制度の活用をご希望の方は、経済観光課へご相談ください。

ご予約は、経済観光課商工観光担当(電話:042-338-6909)までお願いします。

7 注意点

- (1) 要件を満たさない場合、不支給となる場合があります。
- (2) 支給後、要件を満たしていないことや不正受給等が発覚した場合は、支給金額の全額または一部の返還を求める場合があります。